

玄海原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	本文四、五-1 改 1
提出年月日	令和元年 11 月 1 日

玄海原子力発電所 2 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設 の考え方について

: 第 2 回ヒアリング提出資料からの変更箇所

令和元年 11 月
九州電力株式会社

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設（1／3）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体対象
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋	<input type="radio"/> ※1
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	<input type="radio"/>
	燃料体	燃料集合体	<input type="radio"/> ※2
	原子炉容器	原子炉容器	<input type="radio"/>
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	<input type="radio"/>
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	<input type="radio"/> ※1
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置	<input type="radio"/>
		燃料移送装置	<input type="radio"/> ※3
		除染装置	<input type="radio"/> ※3
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	<input type="radio"/>
		使用済燃料貯蔵設備	<input type="radio"/> ※3
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	<input type="radio"/>
		1次冷却材ポンプ	<input type="radio"/>
		1次冷却材管	<input type="radio"/>
		加圧器	<input type="radio"/>
	2次冷却設備	主蒸気管	<input type="radio"/>
		蒸気タービン	<input type="radio"/>
		タービンバイパス設備	<input type="radio"/>
		主蒸気安全弁及び大気放出弁	<input type="radio"/>
	非常用冷却設備	高圧注入系	<input type="radio"/>
		低圧注入系	<input type="radio"/>
		蓄圧注入系	<input type="radio"/>
	その他の主要な事項	化学体積制御設備	<input type="radio"/>
		余熱除去設備	<input type="radio"/>
		原子炉補機冷却水設備	<input type="radio"/>

- ※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。
 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。
 ※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設（2 / 3）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体対象
計測制御系統施設	計装	核計装	○
		その他の主要な計装	○
	安全保護回路	原子炉停止回路	○
		その他の主要な安全保護回路	○
	制御設備	制御材	○
		制御材駆動設備	○
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	○
		加圧器制御設備	○
		中央制御室	○ <input type="checkbox"/>
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置
ガス減衰タンク			○ <input type="checkbox"/>
原子炉補助建屋排気筒			○
液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）		ほう酸回収系	○
		廃液処理系	○ <input type="checkbox"/>
		洗浄排水処理系	×
		復水器冷却水放水口	○ ※3 <input type="checkbox"/>
固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）		アスファルト固化装置	○ <input type="checkbox"/>
		セメント固化装置	○ ※3 <input type="checkbox"/>
		ベイラ	○ ※3 <input type="checkbox"/>
		雑固体焼却設備	×
		燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備	×
		雑固体熔融処理設備	×
		使用済樹脂貯蔵タンク	○ ※3 <input type="checkbox"/>
		使用済樹脂処理装置	○ <input type="checkbox"/>
		固体廃棄物貯蔵庫	×
蒸気発生器保管庫	○ <input type="checkbox"/>		

- ※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。
 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。
 ※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設（3 / 3）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	解体対象
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	放射線監視設備	○ <input type="checkbox"/>
		放射線管理設備	○ ※3 <input type="checkbox"/>
	屋外管理用の 主要な設備	排気モニタ	○
		排水モニタ	○
		気象観測設備	×
		敷地内外の固定モニタ	×
		モニタリングカー	×
	環境試料の分析装置及び放射能測定装置	×	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	○ ※1
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	○
		原子炉格納容器換気設備	○
		アニュラス空気再循環設備	○
		補助建屋換気設備	○
	原子炉格納容器スプレイ設備	○	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統	○ ※3 <input type="checkbox"/>
		ディーゼル発電機	○
		蓄電池	○
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋	○ <input type="checkbox"/>
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	○ ※1

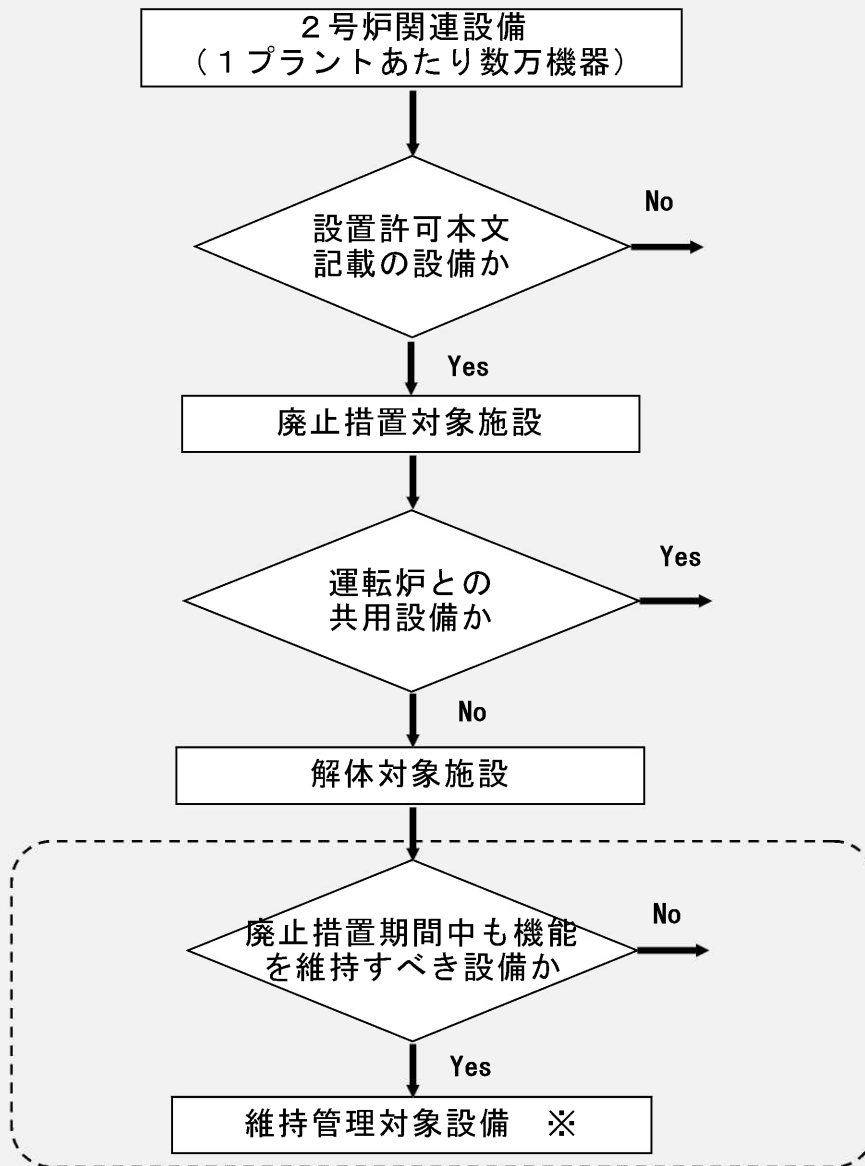
※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。

廃止措置計画認可申請書へ記載する
廃止措置対象施設等の選定フロー

○下記のフローに基づき、廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備を選定し、廃止措置計画に記載している。



※設置許可本文記載の設備ではないが、廃止措置計画の審査基準の要求事項に基づき維持管理する設備を含む。

〔 〕: 詳細説明は、資料「添六-1 維持管理対象設備について」に記載している。

第2図 廃止措置計画認可申請書へ記載する廃止措置対象施設等の選定フロー